

## 福島県地球温暖化対策推進計画の改定に向けた検討状況について（報告）

## 1 改定の趣旨

福島県地球温暖化対策推進計画（以下、「計画」という。）については、平成 29 年 3 月に気候変動適応策の追加等の見直しを行ったが、今年度で終期を迎えることから改定を行うもの。

## 2 計画の位置付け

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条により策定が義務づけられた地方公共団体実行計画
- (2) 福島県環境基本計画の個別計画

## 3 検討状況

気候変動分野の学識経験者や各排出部門（産業、運輸部門等）の関係者から構成される「福島県地球温暖化対策の推進に係る検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、検討を進めている。

○第 1 回（令和 2 年 11 月 24 日）

議題：現計画における各施策の実施状況と課題について

<主な御意見>

- ・国の 2050 年脱炭素宣言など、国内外の地球温暖化対策の状況が急激に変化しているため、県の計画目標もそれに合わせて見直す必要がある。
- ・本県は世界的にみても再生可能エネルギーの普及に関する取組が進んでいるため、脱炭素社会の実現に向けてかなり具体的な道筋を立てられると考える。

○第 2 回（令和 3 年 1 月 26 日※書面開催）

議題：次期計画の方向性について（次の項目について意見照会中）

- ・2050 年までに目指すべき本県の将来の姿
- ・各排出部門（産業、運輸部門等）における地球温暖化対策の方向性
- ・気候変動適応策に関する方向性及び新たに追加すべき対策等

## 4 今後のスケジュール（検討会）※国の地球温暖化対策計画も見直し中のため変更の可能性あり。

令和 3 年 3 月 次期計画の長期目標、骨子案の検討

6～7 月 次期計画の素案の検討、パブリックコメント等

9 月 次期計画（案）の検討

10 月 次期計画の決定